埼玉県DMO体制強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、日本版DMO法人である一般社団法人埼玉県物産観光協会(以下「協会」という。)が、観光で地域の「稼ぐ力」を引き出し、観光地経営の舵取り役を担うために実施する「埼玉県DMO体制強化事業」に要する経費について、毎年度予算の範囲内において、補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼 玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めると ころによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は別表1のとおりとする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、前2条に掲げる補助事業の実施に要する経費のうち別表2のとおりとする。

(申請書の様式等)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は様式第1号のとおりとする。
- 2 規則第4条第1項の申請書の提出時期は、会計年度ごとに定めるものとする。

(添付書類の省略等)

- 第5条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、補助事業の内容の細目及び経費の積算根拠とする。

(事業目的等の聴取)

第6条 知事は、補助金の交付の決定をしようとするときは、あらかじめ別に定める方法 により、協会の代表者等から事業の必要性、目的、内容、効果等について聴取すること ができる。

(交付決定通知書の様式等)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。 なお、 知事は補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を協会に通知する。

(支払いの方法)

第8条 知事は、必要があると認めたときには、前条で通知する交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができる。

2 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号の補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の計画の変更)

- 第9条 協会は、補助事業に係る計画を変更しようとするときは、あらかじめ様式第4号 の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項に基づく計画の変更を承認したときは、様式第5号の変更承認通知書を 通知するものとする。

(補助事業の着手及び遂行)

第10条 協会は、交付決定の後でなければ補助事業に着手することができない。

(補助事業の中止)

- 第11条 協会は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ様式第6号の申請書を 知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の承認を決定したときは、様式第7号の中止承認通知書を通知するものとする。

(状況報告)

- 第12条 協会は、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは、様式第8号 の報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、協会に対し、必要に応じて、補助事業の効果について報告を求めることができる。

(実績報告書の様式)

- 第13条 規則第13条の報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。
- 2 前項の報告書は、次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業完了(事業の中止の場合を含む。)後30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
 - (1)報告書
 - (2) 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
 - (3) 事業の実施内容がわかる記録写真等
 - (4) パンフレット等がある場合はその現物
 - (5) 出勤簿又はそれに類する書類の写し
 - (6) その他知事が必要とする資料

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第10号により行うものをする。

(財産管理等)

第15条 協会は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(財産処分制限の緩和期間)

第16条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業完了後5年とする。

(処分制限財産の指定)

第17条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、備品とする。

(決定の取消し等)

- 第18条 知事は、補助事業実施期間中に、協会が不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定は、第8条の請求による補助金の交付又は第14条の補助金の額の確定通 知を行った後においても、適用があるものとする。
- 3 規則で定める補助金の返還、加算金及び延滞金の規定は、第1項又は前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(書類の整備等)

- 第19条 協会は、補助事業に関する収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、その収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌 会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助事業の公開)

- 第20条 知事は、必要があると認められるときは、補助事業に関する情報を公開するものとする。
- 2 協会は、補助金で実施した事業の成果について、事業者の業務の妨げにならない範囲 で、広く県民に公開するよう努めなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、協会が行う次に掲げる事業とする。

事業名	戦略的広域観光推進事業	渋沢栄一翁を軸とした観光振興事業 のうち、広域周遊促進事業	アニメだ!埼玉事業
対象となる事業	(1)日本版DMOの運営体制を整 備する事業	(1)旅行業界向け商談等の強化と なる事業	(1) 埼玉アニメ拠点整備事業の継 続に関する事業
	(2) 観光情報の一元的なプロモー ションに係る事業	(2) メディア等向けモニターツア ーの実施に関する事業	(2) 一般社団法人アニメツーリズ ム協会との連携に関する事業
	(3) 物産観光戦略に基づく事業の 実施及び検証		
	(4) 観光に関係する人材の資質向 上のための研修事業		
	(5) (1) から(4) までの事業 を行う上で必要な一般管理 事業		

その他、第1条第1項の趣旨に従い、協会が行う新たな事業のうち、知事が特に必要と認める事業

別表2 (第3条関係)

補助金の交付対象となる経費及び補助率は以下のとおりとする。

1 経 費	対象経費区分 ア 人件費 事業に伴う職員の報酬、共済費 イ 謝金 講師謝金等 ウ 旅費 事業に伴う職員の旅費 エ 印刷製本費 印刷費、資料製本費等 オ 需要費 消耗品、県産品PR代等 カ 役務費 通信運搬費、広告費、手数料等 き 委託費 事業委託費 ク 使用料及び賃借料 会場借上費、設備賃借費等 ケ 備品購入費 備品購入費 コ 負担金、補助及び交付金 負担金、補助及び交付金
2 補助率	10分の10以内

年度埼玉県DMO体制強化事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 埼玉県知事

申請者所在地名称印代表者職・氏名印

下記により、 年度埼玉県DMO体制強化事業補助金の交付を受けたいので、補助金の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業完了予定年月日
- 3 補助事業の目的及び内容 別紙事業計画書のとおり
- 4 添付書類

埼玉県DMO体制強化事業補助金事業計画書

【戦略的広域観光推進費】

(単位:円)

	事 業 名	事業の内容	補助対象経費
1	日本版DMOの運営体制を整備 する事業		
2	観光情報の一元的なプロモーションに係る事業		
3	物産観光戦略に基づく事業の実施及び検証		
4	観光に関係する人材の資質向上 のための研修事業		
5	上記1から4までの事業を行う 上で必要な一般管理事業		
	小	計	

【渋沢栄一翁を軸とした観光振興事業】

(単位:円)

	事 業 名	事業の内容	補助対象経費
1	旅行業界向け商談等の強化となる事業		
2	メディア等向けモニターツアー の実施に関する事業		
	小	計	

【アニメだ!埼玉事業】

(単位:円)

	事 業 名	事業の内容	補助対象経費
1	埼玉アニメ拠点整備事業の 継続に関する事業		
2	一般社団法人アニメツーリズ ム協会との連携に関する事業		
	小	計	

【その他】

(単位:円)

_				
		事 業 名	事業の内容	補助対象経費
		交付要綱第1条第1項の趣旨に 従い、協会が行う新たな事業の		
	1	うち、知事が特に必要と認める 事業		
		小	計	

添付書類:事業の内容の細目及び経費の積算根拠を明らかにした書類

年度埼玉県DMO体制強化事業補助金交付決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県知事

(公印省略)

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度DMO体制強化 事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 補助金の交付決定額 金

- 円
- 2 支払方法 (概算払・精算払)
- 3 交付条件
- (1) 補助金の交付の対象となる事業は、申請書記載の事業とする。
- (2) 申請書記載の事業の中止、又は、変更のある場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) この補助金を目的外に支出したときは、補助金の一部又は、全部の返還を命ずることがある。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

年度埼玉県DMO体制強化事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者所在地名称印代表者職・氏名印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付確定の通知を受けた 年度埼玉県DMO体制強化事業補助金について、下記のとおり交付されるよう請求しま す。

記

1 補助金の交付決定額金円2 補助金の交付請求額金円

2 振込先

金融機関名	種類	フ リ ガ ナ ロ 座 名 義	口座番号
銀行	普通		
支店	当座		

年度埼玉県DMO体制強化事業補助金に係る 補助事業の変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者所在地名称印代表者職・氏名印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた補助事業について、下記のとおり変更することについて承認を受けたいので埼玉県DMO体制強化事業補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

- 2 変更の内容 別紙のとおり
- 注 (1)変更の理由及び内容は、できる限り詳細に記入すること。
 - (2)事業の内容の細目及び経費の積算根拠を明らかにした書類を添付すること。

年度埼玉県DMO体制強化事業補助金に係る 補助事業の変更承認通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉県DMO体 制強化事業補助金の変更については、下記のとおり承認する。

記

- 1 交付決定額
 金
 円

 (変更前交付決定額
 金
 円)
- 2 交付方法
- 3 交付条件
- (1) 補助金の交付の対象となる事業は、申請書(変更申請書を含む)記載の事業とする。
- (2) 申請書記載の事業の中止又は変更のある場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) この補助金を目的外に支出したときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。

年度埼玉県DMO体制強化事業補助金に係る 補助事業の中止承認申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者所在地名称印代表者職・氏名印

年 月 日付け 第 号で補助金の通知を受けた補助事業について、下記の理由により中止したいので、埼玉県DMO体制強化事業補助金交付要綱第11条の規定により承認を申請します。

記

1 中止の理由

2 中止の時期

年 月 日

注 中止の理由は、できる限り詳細に記入すること。

年度埼玉県DMO体制強化事業補助金に係る 補助事業の中止承認通知書

第号年月日

様

埼玉県知事 (公印省略)

年月日付け第号で申請のあった年度埼玉県DMO体制強化事業補助金については中止を承認する。

年度埼玉県DMO体制強化事業状況報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者所在地名称印代表者職・氏名印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をうけた補助事業の進捗状況について、埼玉県DMO体制強化事業補助金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

2 今後の予定

注 進捗状況及び今後の予定は、できる限り詳細に記入すること。

年度埼玉県DMO体制強化事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者所在地事業者名印代表者職・氏名印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた補助事業について完了しましたので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により報告します。

記

- 1 事業実績報告書(精算額算出内訳含む) 別紙のとおり
- 2 事業の成果
- (1) 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
- (2) ホームページ等のハードコピー又は記録写真
- (3) パンフレット等がある場合その現物
- (4) 出勤簿等がある場合その書類又はその写し
- (5) その他、知事が必要とする資料

埼玉県DMO体制強化事業補助金実績書

【戦略的広域観光推進費】

(単位:円)

	事 業 名	事業の内容	執行額
1	日本版DMOの運営体制を整備 する事業		
2	観光情報の一元的なプロモーションに係る事業		
3	物産観光戦略に基づく事業の実施及び検証		
4	観光に関係する人材の資質向上 のための研修事業		
5	上記1から4までの事業を行う 上で必要な一般管理事業		
	小	計	

【渋沢栄一翁を軸とした観光振興事業】

(単位:円)

	事業名	事業の内容	執行額
1	旅行業界向け商談等の強化となる事業		
2	メディア等向けモニターツアー の実施に関する事業		
	小	計	

【アニメだ!埼玉事業】

(単位:円)

	事 業 名	事業の内容	執行額
1	埼玉アニメ拠点整備事業の 継続に関する事業		
2	一般社団法人アニメツーリズ ム協会との連携に関する事業		
	小		

【その他】

(単位:円)

	事 業 名	事業の内容	執行額
1	交付要綱第1条第1項の趣旨に 従い、協会が行う新たな事業の うち、知事が特に必要と認める 事業		
	<i>/</i> }\	11 th	

年度埼玉県DMO体制強化事業補助金 交付確定通知書

第		号
年	月	日

様

埼玉県知事

(公印省略)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をした 埼玉県DMO体制強化事業補助金について、下記のとおり確定したので、補助金等の交 付手続等に関する規則第14条の規定により、通知します。

記

1 補助金の交付決定額

円

2 補助金の交付確定額

円